

本市におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、非接触・非対面を取り入れた新たな生活様式への移行や地域・組織間における横断的なデータ活用の必要性により、デジタル化を加速させました。こうした状況の中、制度や組織のあり方をデジタル化に合わせ変革していくDX（デジタル・トランスフォーメーション）が社会全体に求められています。本市におきましてもこうした状況に対応するため、令和3年4月にデジタル推進室を新設しました。今後は、市民生活の質をさらに向上させることを目的として、これまで地域で育まれてきた**コミュニティ**、官民連携など多様な主体による**パートナーシップ**、そしてデジタル技術やAI等を活用した**テクノロジー**の3つの視点から、市民一人ひとりのニーズにあったサービスを提供し、豊かで暮らしやすい藤沢市への変革を進めていきます。

1 国の動向

国においては、デジタル化の推進に必要な法整備を進めており、直近では令和3年5月に国の情報システムを統括させる「デジタル庁設置法」やデジタル社会を目指す上での基本理念などを定めた「デジタル社会形成基本法」など、合わせて6つの法律からなる「デジタル改革関連法」が成立しています。

<これまでの主な法整備等>

- ・平成28年12月「官民データ活用推進基本法」
- ・令和元年5月「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」
- ・令和2年7月「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」
- ・令和2年12月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」
「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年改定版）
「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」

<推進体制の構築>

- ・組織体制の整備
- ・デジタル人材の確保・育成
- ・計画的な取組

<重点取組事項>

- ・情報システムの標準化・共通化
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・行政手続のオンライン化
- ・A I ・ R P A の利用推進
- ・テレワークの推進
- ・セキュリティ対策の徹底

<自治体D X の取組とあわせて取り組むべき事項>

- ・地域社会のデジタル化
- ・デジタルデバイド対策

<その他>

- ・B P R の取組の徹底
- ・オープンデータの推進

- ・令和 3年 5月 デジタル改革関連法 成立
- ・令和 3年 9月 デジタル庁 創設 (予定)

2 本市における取組

(1) デジタル市役所に向けた取組

ア 行政手続のオンライン化の推進

マイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続 (31手続のうち25手続) を対象としたオンライン化の推進。

イ 書面・押印・対面の見直し (B P R の取組の徹底)

オンライン化に向けた書面規制, 押印, 対面規制等の見直し。

ウ オープンデータの推進

オープンデータライブラリのさらなる充実, 事業者等のニーズに対応したデータの公開。

エ 情報システムの標準化・共通化への対応

基幹系17業務システムについて, 国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行。

オ I T ガバナンスの推進

各課からの情報システム導入・更新において必要な仕様書 (機能要件等) や情報提供依頼の作成支援, 業務見直しの推進, 見積書の精査等によるコスト・効果・リスク等の最適化。

カ AI・RPAの利用推進

AI・RPAの積極的な導入，活用による業務効率化の推進。

キ テレワークの推進

庁内におけるテレワークの導入・活用の推進。

<スケジュール>

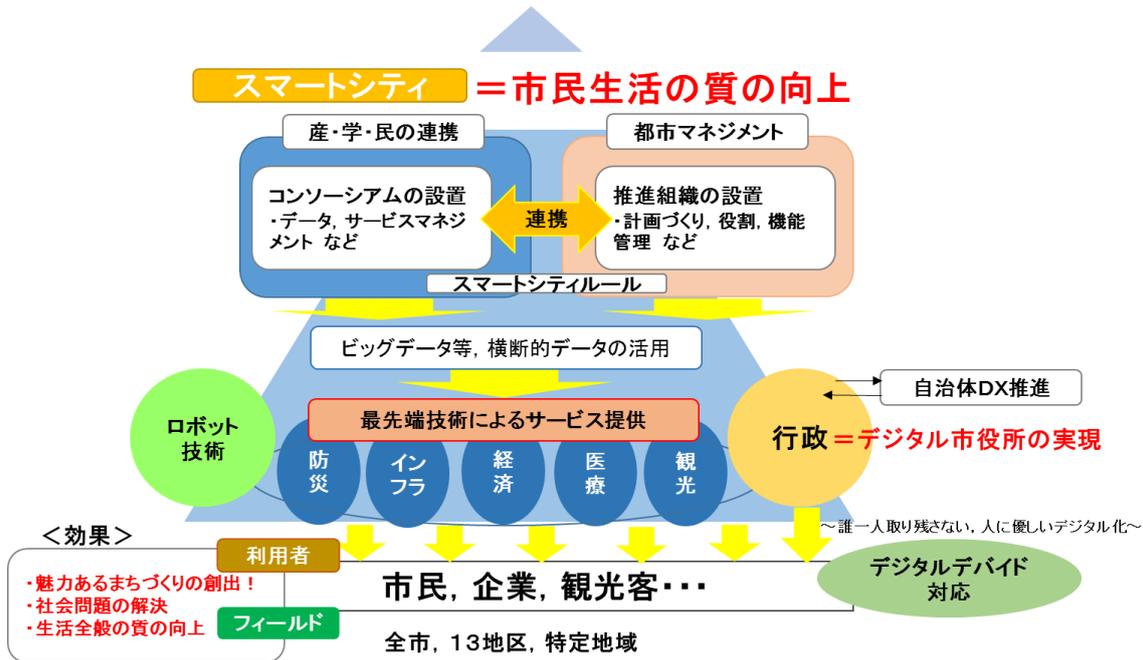
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
行政手続のオンライン化	検証	拡充	⇒	⇒	⇒
書面・押印・対面の見直し	見直し	実施	⇒	⇒	⇒
オープンデータの推進	拡充	⇒	⇒	⇒	⇒
情報システムの標準化・共通化	検討	準備	⇒	⇒	稼働
ITガバナンスの推進	見直し	推進	⇒	⇒	⇒
AI・RPAの利用推進	検討	拡充	⇒	⇒	⇒
テレワークの推進	検討	拡充	⇒	⇒	⇒

(2) スマートシティの実現に向けた取組

スマートシティとは，ICT等の新技術やデータの活用等により，都市や地域の抱える諸課題の解決を行い，新たな価値を創出し続ける持続可能な新しい都市とされています。本市におきましては，全国のスマートタウンの先駆けであるFujisawaSSTの存在や，さがみロボット産業特区の特性を活かした最先端技術の実証フィールドとしての積み重ねなど，スマートシティに向けて着実に進めてきました。

今後におきましても，こうした実績を踏まえ，市民目線を大切に，一人ひとりに寄り添ったサービスの提供を通じて，市民生活の質の向上を実感できるスマートシティの実現に向けた取組を進めます。

<現時点で想定しているスマートシティのイメージ図>



ア 取組における基本方針

スマートシティの取組にあたっては、「コミュニティ」「パートナーシップ」「テクノロジー」を柱に、それぞれに基本方針を定め相互にバランスをとりながら推進します。

(ア) コミュニティにおける基本方針

地域社会のデジタル化を進める中においては、デジタル化になじまない、残すべきコミュニティも存在します。地域社会の声にしっかりと耳を傾けながら、取組を進めます。

(イ) パートナーシップにおける基本方針

スマートシティの実現においては、主に次の4つをはじめとした多様な主体とのパートナーシップの下、関係者との理解・協力を深め、取組を進めます。

a 市民, 市民団体とのパートナーシップ

市民, 地域ニーズに根ざした持続的なスマートシティを実現するため, 市民への情報提供を行うとともに, 地域関係者等からの意見をしっかりと聞き, 対話を深め, 機運の醸成を図ります。

b 市内大学とのパートナーシップ

市内大学と連携し, 専門的な知見を本市のスマートシティの取組に反映させます。

c 行政機関とのパートナーシップ
国，県，近隣自治体，スマートシティ先進自治体など幅広い行政機関と情報交換，情報収集を行い，スマートシティの取組を進めます。

d 企業等民間機関とのパートナーシップ
ロボットを活用した新技術の実証実験など，スマートシティ実現のための重要な要素である新技術の開発，提供を行う機関として，幅広い企業等の参画を求め，協働した取組を進めます。

(ウ) テクノロジーにおける基本方針

社会課題の解決とともに市民生活の質の向上を図るため，デジタル技術などテクノロジーの活用を推進します。

(3) デジタル化を主導する人材の育成

自治体DXの推進をしていくためには，デジタル化を主導する人材が必須です。デジタル化戦略の構想，立案をはじめ，庁内におけるデジタル化全般を統括する人材については，外部人材の登用も含め，早期設置に向けて検討していきます。

また，ICTを業務に適用させるために，各業務における課題の整理，解決方法を習得し，新たなアイデアや業務プロセスの再構築を行うことができる人材についても専門研修と職員研修の両面による育成を進めていきます。

3 デジタルデバイドへの取組

デジタル化の推進にあたりましては，デジタル機器の扱いに不慣れな方々に対する支援を行い，すべての市民に必要な情報やサービスを届けることができるよう，これまで地域で育まれてきたコミュニティを大切にしながら，デジタルの力で様々な格差を解消し，市民サービスの利用機会の均等などに取組みます。

4 「デジタル行政推進プロジェクト組織」の取組

デジタル化の推進にあたっては，行政総務課，情報システム課，行革内部統制推進室，デジタル推進室で構成された「デジタル行政推進プロジェクト組織」を立ち上げ，関係部局と連携して企画立案，進捗管理等に取り組みます。また，課題毎にワーキンググループを設置し，組織横断的な取組により課題解決を図ります。

5 今年度の取組について

(1) (仮) 藤沢市DX推進計画の策定

本年夏頃に国から示される、「(仮称) 自治体DX推進手順書」を踏まえ、本市におけるDXの推進に向けた計画を令和3年度中に策定します。

(2) 藤沢市スマートシティの推進に向けた基本方針の策定

本市が目指すスマートシティの進め方についての基本的な考え方をまとめた方針を令和3年度中に策定します。

以 上

(企画政策部デジタル推進室)